

質問回答

NO.	質問	回答
1	調査実施日について 仕様書 2. 業務の内容（1）有害大気汚染物質等のサンプリング及び分析各調査地点において、原則、毎月1～15日の間に1回と記載がございますが期間外で調整を求められる場合や県市町村の業務と同日程で実施する事はございますでしょうか。	過去の事例として、調査を実施する施設において塗装工事が発生し、その影響を避けるために環境省の指定期間外で調査実施を指示したことがあります。 地方公共団体等の複数機関と並行測定を実施するため、また、地方公共団体が実施する常時監視と日程を合わせて欲しいという要望に応えるため、地方公共団体と日程を調整した上で調査を実施することがあります。
2	他の分析業務について 仕様書 2. 業務の内容（1）環境省が実施する他の分析業務において精度管理のための調査等が必要となった場合には、協力すること。とございますが令和7年度想定しております調査等はございますでしょうか。	令和4年度の事例として、「令和4年度大気粉じん中のクロムの形態別測定方法の誤差要因調査業務」における同一地点での複数機関による並行測定等に協力いただいたことがあります。並行測定は検討中の誤差要因の抑制手法を用いて行い、アルカリ含浸フィルタの作成や試験液の調製、試験操作の日数など指定された条件に従って六価クロムのモニタリングを実施いただきました。 現時点で想定する調査等はございませんが、上記のような精度管理のための調査等が必要となった場合、協力を依頼することになります。